

第1部 政党文書の保存・管理に関するアンケート	自由民主党	立憲民主党	公明党	日本維新の会	国民民主党	日本共産党	れいわ新選組	社会民主党
問1 貴党において、文書を作成・收受するにあたり、文書の作成や管理に関わる規則・規程などの明文化されたルールは存在しますか。規則・規程名をご記載下さい。	②ない	②ない	②ない	②ない	②ない	①ある	①ある	②ない
問2 組織として作成する文書、会議資料等どのように管理されていますか。	①担当した部署・部門が管理している。	③ ①②のような党としての統一のルールはなく、各部署・部門や担当の慣例に任せている。	③ ①②のような党としての統一のルールはなく、各部署・部門や担当の慣例に任せている。	①担当した部署・部門が管理している。	①担当した部署・部門が管理している。	①担当した部署・部門が管理している。	①担当した部署・部門が管理している。	③ ①②のような党としての統一のルールはなく、各部署・部門や担当の慣例に任せている。
問3 組織として作成する文書、会議資料等の廃棄を行っていますか。	②特に期間を定めず、何かの機会に個別に廃棄の判断をしている。	②特に期間を定めず、何かの機会に個別に廃棄の判断をしている。	②特に期間を定めず、何かの機会に個別に廃棄の判断をしている。	②特に期間を定めず、何かの機会に個別に廃棄の判断をしている。	②特に期間を定めず、何かの機会に個別に廃棄の判断をしている。	②特に期間を定めず、何かの機会に個別に廃棄の判断をしている。	③廃棄をせずに保存し続けている。	②特に期間を定めず、何かの機会に個別に廃棄の判断をしている。
問4 問3で①又は②と回答された政党にお尋ねします。廃棄をせずに永続的に保存をすることとしている文書等がありますか。可能であればどのような文書等を保存しているか、いくつか例示をお願いします。	①ある 総裁選挙に関する文書等	②ない	②ない	①ある 決裁機関の決定事項、文書	②ない	①ある 1958年の党規約確定後の党大会決定、中央委員会総会決定等を、刊行物として保存しています。		②ない
問5 作成した文書を保管する専用の場所(書庫や資料室)はありますか。名称と大まかな広さをご記入ください。	①ある	②ない	①ある	②ない	②ない	①ある 名称:資料室、党史資料室等 広さ:資料室は約200㎡、党史資料室は約100㎡	①ある	①ある 名称:本部会議室専用場所 広さ:3㎡
問6 保管されている文書の代表的な例を可能な範囲でいくつか提示してください(前身組織のものがある場合はそれも含む)	党大会に関する文書、政策に関する文書、選挙制度に関する文書等	○経理関係の文書 ○地方組織の管理に関する文書(データ) ○基幹会議の資料、議事概要(データ) ○国会レポート(1年ごとの国会における活動の報告書) ○党員関係の名簿及び付帯資料は、個人情報保護のため外部ネットワークと遮断した環境で保存(データ) ※2020年の合流新党結成以前の各党の資料は、WEB上でアーカイブ化	党大会、全国県代表協議会、常任役員会、中央幹事会、政務調査会に関する会議資料(総務・人事・経理関係は、労働基準法や政治資金規正法など、法令に則り保管)	政府等への要望書、提言書の写し	・政党組織の届出に関する書類 ・収支報告及び使途報告に関する書類 ・国会対策委員会の届出等に関する書類	保管文書の代表例としては、問4で記した党大会決定、中央委員会総会決定や、党機関紙「しんぶん赤旗」があげられます。戦前の治安維持法による弾圧下で主権在民と侵略戦争反対を貫いた党の活動に関する資料(機関紙「赤旗」や反戦リーフレットなど)も保管しています。	・各法案に対する審査書など検証資料 ・国会質問等の原稿 ・市民団体等からの要望やそれに対する回答 ・政策アンケートと回答	・党大会関係文書(決議文・議案等) ・党決定に関わる文書(常任幹事会・全国ブロック会議資料等)
問7 近年、Eメール・SNSなど電子媒体のみで存在する書類や、画像や動画なども多くあるかと存じますが、電子媒体の文書はどのように保存されていますか。以下に自由に記述してください。	オンプレミスのサーバや電子記録媒体等で保存	○文書データを保管するための共有フォルダがある。	サーバまたは有料クラウドサービス上でデータ保存(会議書類は、ペーパーレス化を推奨している)	電子データによる保管を活用している。	基本的にドライブに保管されている。	担当部署・部門が、多くの場合、電子媒体として保存しています。	電子媒体について、規定の共有フォルダに保管している。	専用のフォルダに格納している。
問8 重要な政党文書の保存・公開についてのお考えをお尋ねします。	④政党の活動に関する文書は、将来的にも保存・公開施設に委ねる考えはない。	①海外の事例にあるように、政党がみずから保存・公開のための施設を設置することも検討に値する。	③共通ルールまでは求めないが、重要なものは可能な限り国立公文書館等の保存・公開施設に委ねたい。	②一定期間経過後、重要なものは必ず国立公文書館等の保存・公開施設に委ね、将来国民に公開するような共通ルールを設けるべきである。	③共通ルールまでは求めないが、重要なものは可能な限り国立公文書館等の保存・公開施設に委ねたい。	①海外の事例にあるように、政党がみずから保存・公開のための施設を設置することも検討に値する。	②一定期間経過後、重要なものは必ず国立公文書館等の保存・公開施設に委ね、将来国民に公開するような共通ルールを設けるべきである。	③共通ルールまでは求めないが、重要なものは可能な限り国立公文書館等の保存・公開施設に委ねたい。
問9 党機関紙(誌)・広報誌・パンフレット・ポスター・チラシなどの党印刷物を体系的に保存していますか。	②体系的とはいえないが、おおむね保存されている。	①体系的に保存しており、目録(リスト)なども整備されている。 ※データを保存	②体系的とはいえないが、おおむね保存されている。	②体系的とはいえないが、おおむね保存されている。	②体系的とはいえないが、おおむね保存されている。	①体系的に保存しており、目録(リスト)なども整備されている。	①体系的に保存しており、目録(リスト)なども整備されている。	①体系的に保存しており、目録(リスト)なども整備されている。

第2部 立法府(国会)の公文書管理に関する考え方についてのアンケート	自由民主党	立憲民主党	公明党	日本維新の会	国民民主党	日本共産党	れいわ新選組	社会民主党
問1 立法府を含めた国の公文書全体の取扱いについて、どのようなご関心をお持ちでしょうか。	②関心があり、今後の動向を見守っている。	①強い関心があり、積極的に関与していきたい。	②関心があり、今後の動向を見守っている。	①強い関心があり、積極的に関与していきたい。	②関心があり、今後の動向を見守っている。	①強い関心があり、積極的に関与していきたい。	②関心があり、今後の動向を見守っている。	①強い関心があり、積極的に関与していきたい。
問1で⑤「その他」と回答された方、その他、①～③と回答された方で補足などがあれば自由に記述してください。			公明党は、公文書の取り扱いについて、適正な管理とともに、国民への適切な情報公開体制の整備を進めることが重要であると考えます。また、電子的管理を基本とし、利便性・効率性の向上を図り、機密保持や改ざん防止を進めるための施策が必要であると考えます。令和11年度末に開館が予定されている新たな国立公文書館においても、分かりやすい展示方法等により、高い透明性を持って公文書が取り扱われることを期待します。			議院運営委員として、小委員会で立法府の公文書の取り扱いを議論すべきと、提案し続けています。		
問2 行政文書は情報公開法及び公文書管理法により国民に公開する仕組みができています。立法府にはこの仕組みがないため、議員立法に関する公文書の公開の対象外です。立法府が保有する議員立法に関する公文書の公開についてのお考えをお尋ねします。	②一定期間の経過後など条件を付した上で公開するべきである。	②一定期間の経過後など条件を付した上で公開するべきである。	④その他	②一定期間の経過後など条件を付した上で公開するべきである。	②一定期間の経過後など条件を付した上で公開するべきである。	①議員立法に関する公文書は積極的に公開するべきである。	①議員立法に関する公文書は積極的に公開するべきである。	①議員立法に関する公文書は積極的に公開するべきである。
問2で④「その他」と回答された方、その他、①～③と回答された方で補足などがあれば自由に記述してください。			議員立法は立法府の重要な活動の一部であり、その立案・審議過程を記録し、可能な限り公開することが民主主義の基盤の強化に資するものと考えられています。一方で、全ての資料を無制限に公開することは、議員同士の自由な議論や合意形成を妨げる恐れもあるため、慎重に検討を進める必要があると考えます。					
問3 立法府の公文書には両院事務局、両院法制局等の文書があります。このうち自主的な情報公開対象となっているのは事務局文書など一部(※)に過ぎず、国民の側から情報の開示を請求する権利は認められていません(※例えは立法及び調査に係る文書(本会議・委員会等の運営や立法活動・調査活動に関わる文書)は対象外)。そこで、現在公開されていない立法府の公文書の取扱いに関して、お考えをお尋ねします。	①議員活動に直接影響を及ぼしかねないものなどを除き、原則として広く国民に公開するべきである。	②一定期間を経たものなどについては、原則として広く国民に公開する共通ルールを設定するべきである。	④その他	②一定期間を経たものなどについては、原則として広く国民に公開する共通ルールを設定するべきである。	②一定期間を経たものなどについては、原則として広く国民に公開する共通ルールを設定するべきである。	②一定期間を経たものなどについては、原則として広く国民に公開する共通ルールを設定するべきである。	①議員活動に直接影響を及ぼしかねないものなどを除き、原則として広く国民に公開するべきである。	①議員活動に直接影響を及ぼしかねないものなどを除き、原則として広く国民に公開するべきである。
問3で④「その他」と回答された方、その他、①～③と回答された方で補足などがあれば自由に記述してください。			公文書の管理・公開は、立法府においても重要であると考えますが、政策立案や法案協議においては、自由な意見交換等を保障することも必要であり、無制限な公開が自由な意見交換等を委縮させることがないよう、検討を進める必要があると考えます。			国会事務局の「議院行政文書」だけでなく、議員による立法作業や調査活動に係る「立法調査文書」等も、その文書の管理・公開を図るようルール制定に向けた議論が必要と、主張してきています。		
問4 帝国議会時代の議会議文書に関して、衆議院事務局の公文書は憲政記念館へ移管できる仕組みがあり、貴族院の公文書は参議院事務局に「憲政資料」として保存されているほか、議会史料室等が所蔵しているとされています。しかし、現状ではごく限られた研究者による利用に留まっています。この点についていかがお考えでしょうか。	①積極的にしかるべき機関への移管を進め、速やかに目録を整備して広く国民に公開するべきである。	①積極的にしかるべき機関への移管を進め、速やかに目録を整備して広く国民に公開するべきである。	④その他	①積極的にしかるべき機関への移管を進め、速やかに目録を整備して広く国民に公開するべきである。	①積極的にしかるべき機関への移管を進め、速やかに目録を整備して広く国民に公開するべきである。	①積極的にしかるべき機関への移管を進め、速やかに目録を整備して広く国民に公開するべきである。	①積極的にしかるべき機関への移管を進め、速やかに目録を整備して広く国民に公開するべきである。	①積極的にしかるべき機関への移管を進め、速やかに目録を整備して広く国民に公開するべきである。
問4で④「その他」と回答された方、その他、①～③と回答された方で補足などがあれば自由に記述してください。			帝国議会時代の議会議文書についても、デジタル技術を積極的に活用するなど、可能な限り公開・利活用が図られるような対応を検討する必要があると考えます。			補足 (仮に人員・予算上の制約で難しいのであれば予算措置を行って過去の貴重な文書は保存できる体制をはかるべきである)		
問5 立法府の公文書を永続的に保存し、将来国民に公開することを考えた場合、適当な施設・組織とはどのようなものか、お考えをお尋ねします。	②衆議院は憲政記念館、参議院は議会史料室等をさらに拡充するなどして、体系的に移管して、保存・公開する。	⑤その他	⑤その他	②衆議院は憲政記念館、参議院は議会史料室等をさらに拡充するなどして、体系的に移管して、保存・公開する。	②衆議院は憲政記念館、参議院は議会史料室等をさらに拡充するなどして、体系的に移管して、保存・公開する。	②衆議院は憲政記念館、参議院は議会史料室等をさらに拡充するなどして、体系的に移管して、保存・公開する。	①公文書管理法に基づく行政府との協議により、国立公文書館に移管する。 ③国立国会図書館に移管する制度を新たに設ける。	①公文書管理法に基づく行政府との協議により、国立公文書館に移管する。
問5で⑤「その他」と回答された方、その他、①～④と回答された方で補足などがあれば自由に記述してください。		公文書の作成・取得から廃棄・移管までを専門的な見地から監督・指導できる、政府から独立性の強い組織	すでに、国立国会図書館が国会の諸活動から生まれた資料・情報や、国会の立法活動・行政監視活動に資する資料・情報を公開していると承知しています。こうした資料等を扱う組織との連携強化を図る中で、情報公開の在り方等について、検討を進めることが重要であると考えます。					

問6 議員個人の活動に関連する文書類の保存・公開についてのお考えをお尋ねします。	④議員個人が考えることであり、党として取り組むべきこととは考えていない。	①一定期間終了後、あるいは議員活動終了後に重要なものは必ず保存・公開施設に委ね、将来国民に公開するような共通ルールを設けるべきである。	⑤その他	①一定期間終了後、あるいは議員活動終了後に重要なものは必ず保存・公開施設に委ね、将来国民に公開するような共通ルールを設けるべきである。	④議員個人が考えることであり、党として取り組むべきこととは考えていない。	①一定期間終了後、あるいは議員活動終了後に重要なものは必ず保存・公開施設に委ね、将来国民に公開するような共通ルールを設けるべきである。	①一定期間終了後、あるいは議員活動終了後に重要なものは必ず保存・公開施設に委ね、将来国民に公開するような共通ルールを設けるべきである。	①一定期間終了後、あるいは議員活動終了後に重要なものは必ず保存・公開施設に委ね、将来国民に公開するような共通ルールを設けるべきである。
問6で⑤「その他」と回答された方、その他、①～④と回答された方で補足などがあれば自由に記述してください。			議員個人が可能な限り文書の保存・公開に向けた努力をす る必要があると考えますが、 プライバシーの保護や過度な 公開等が議員活動を萎縮させ ないよう配慮することなども 含め、保存・公開の在り方に 関して、検討が進められること が望ましいと考えます。					